

特殊勤務手当の改正等について（案）

1. 緊急対応待機手当の創設

（1）概要

勤務時間外であっても、緊急対応のため連絡調整業務が頻繁に発生するものについて、対応の緊急性、勤務時間外の待機中に対応が発生する頻度、当該業務の困難性を考慮したうえで、状況の特殊性から、緊急対応待機手当を創設する。あわせて児童保護業務緊急対応待機手当を緊急対応待機手当に再編する。

（2）対象業務及び支給額

下表のとおりとする。

所属名	対象業務	支給額
こども家庭局こども家庭センター	児童保護業務に係る 緊急対応のため命ぜられた待機 ※既存の手当	700 円
	一時保護所の入居児童に係る 緊急対応のため命ぜられた待機	300 円
市長室広報戦略部(報道担当)	報道関係業務に係る 緊急対応のため命ぜられた待機	
健康局保健所保健課(精神保健担当)	精神保健福祉法上の警察官通報に係る 緊急対応のため命ぜられた待機	
教育委員会事務局児童生徒課	児童生徒の事故等に係る 緊急対応のため命ぜられた待機	
健康局保健所保健課(感染症担当)、 食品衛生課、衛生監視事務所、 健康科学研究所	食中毒・感染症発生時の 緊急対応のため命ぜられた待機	

2. ケースワーク業務手当の改正

福祉局相談支援課で実施する「ひきこもり支援」「こども若者ケアラー支援」「再犯防止支援」について、対人業務としての困難性を有していることから新たにケースワーク業務手当（日額 500 円）の対象とする。

(参考)

所属名	対象業務
福祉局相談支援課	ひきこもり状態にある者等に係る面談指導支援業務
	家族のケアを行う子ども・若者等に係る面談指導支援業務
	再犯防止に係る面談指導支援業務

3. 夏季作業手当の創設

(1) 概要

近年、夏季においてこれまで経験したことのないような気温上昇が常態化しており、熱中症リスクが高まっているなか、公務の運営のためやむを得ず熱中症リスクのある環境において業務に従事する必要があるものについて、業務の危険性を鑑み夏季作業手当を創設する。

(2) 対象業務

神戸地方気象台が観測地点名「神戸」において湿球黒球温度(WBGT) 28℃以上を観測した日において、屋外等(※)熱中症リスクのある環境で1時間以上業務に従事したもの

※空調のない施設、密閉空間における業務も対象

(3) 支給額

日額 200 円

ただし、3時間以上対象業務に従事した場合 日額 500 円

4. 災害応急対応等派遣手当の改正

「災害応急対応等派遣手当」について、国の災害応急作業等手当と同水準となるよう下表のとおり支給額を改正する。

改正後	改正前
日額 1,080 円 ※ただし、以下(1)～(3)の業務に従事した場合、最も高い金額を適用する。 (1) 災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する地域において対象業務に従事した場合 日額 2,160 円 (2) 日没から日出までの期間に屋外において対象業務に従事した場合 日額 1,620 円 (3) 深夜に対象業務に従事した場合 日額 1,620 円	日額 1,000 円 ※ただし、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する地域において対象業務に従事した場合は、日額 2,000 円

5. 実施時期

令和7年4月1日